

## よくあるお問い合わせ

Q. オンライン申請フォームから事業計画書を提出後、問題なく届いたか確認する方法はありますか？

A. 申し込み完了後に、申請時に登録したメールアドレス宛、通知メールが送付されます。

Q. 交付決定はいつ頃にされますか？

A. 事業計画書を受け付けてから、事業着手が可能となる（交付決定通知）まで、2か月程度を要することがありますので、余裕を見込んだ導入予定スケジュールを立ててください。

Q. 既に契約済の機器等は、対象になりますか？

A. 本補助金の交付決定日以降に売買契約（注文書等を含む）を締結したものに限り、対象となります。

## よくあるお問い合わせ

Q.

保有している建機を下取りしICT建機を購入します。補助対象経費は下取り金額の相殺前・後どちらの金額を記載すれば良いですか？

A. 下取り金額による相殺金額は補助対象経費に含みませんので、相殺前の金額を補助対象経費として記載してください。

Q.

補助対象経費に消費税は含まれますか？

A. 消費税は補助対象経費に含まれません。税抜き金額を補助対象経費として申請を行ってください。

## よくあるお問い合わせ

Q. 機器等のリース又はレンタル費用の申請は可能ですか？

A. リース又はレンタル費用は、補助対象外です。

Q. ソフトウェアを購入するのですが、保守費用は補助対象となりますか？

A. 保守費用は補助対象外となります。保守費用が含まれる場合は、購入費用と保守費用をそれぞれ記載した見積書をご提出ください。

Q. ICT建機の購入について、5年間の割賦による支払いは補助対象になりますか？

A. 補助対象外となります。同様に、所有権が移転しないファイナンスリースについても補助対象外となります。ただし、補助事業期間内に終了する割賦による支払いは補助対象となる可能性がありますので、ご相談ください。

## よくあるお問い合わせ

Q.

サブスクリプション形式のソフトウェア利用料が年払いや月払いの場合、補助対象期間を超える期間分の支払いは補助対象になりますか？

A. 令和9年2月1日以降の利用に係る費用は補助対象外です。

補助対象期間内で月割り計算（1か月に満たない月は日割り）を行い、補助対象経費を決定します。

（例）令和8年6月15日から2年間契約（使用料20万円）を行った場合  
補助対象期間：0.53か月（16日/30日）＋7か月（7～1月）＝7.53か月  
補助対象経費：7.53か月÷24か月（2年間）×20万円＝62,750円  
⇒62,000円（千円未満切捨て）



## よくあるお問い合わせ

Q. 賃上げ枠の「総支給額」に残業代・賞与・各種手当は含まれますか？

A. 残業代・賞与・各種手当は「総支給額」に含まれません。月給・日給・時給等の基本給に準じて従業員へ支払われる月額賃金が「総支給額」となります。

Q. 賃上げ枠の様式に記載する従業員はどこまで記載すればよいでしょうか？

A. 当該事業所で雇用する全ての従業員（アルバイト・パート等含む）を記載してください。